

## 重要事項説明書

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている指定地域密着型（介護予防）小規模多機能居宅介護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたいこと、当事業者が説明すべき重要事項について以下の内容を説明いたします。

分からないこと、分かり難いことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

### 1. 指定地域密着型（介護予防）小規模多機能居宅介護サービスを実施する事業所について

事業所名称	ナイス・ホーム		指定番号	2392700015	
所在地	愛知県津島市愛宕町四丁目113番地				
T E L	(0567) 26-3699		F A X	(0567) 26-3922	
介護保険法令に基づき津島市から指定を受けているサービスの種類	(介護予防) 地域密着型小規模多機能居宅介護				
通常の実施地域	津島市全域		管理責任者	飯尾 淑子	
営業日	365日				
日中の時間帯	6:00~21:00		夜間の時間帯	21:00~翌朝6:00	
通いの基本	10:00~16:00		泊まりの基本	18:30~翌朝8:30	
訪問	介護計画書に準ずる				
登録者	17名				
通い	9名/日	泊まり	4名/日	訪問	登録者数と同じ

### 2. サービスを提供する事業者について

事業者名称	株式会社 サポート・ワン・サービス	法人種別	営利法人
所在地	愛知県津島市愛宕町四丁目113番地	代表者名	飯尾 敦子
T E L	(0567) 26-3921	F A X	(0567) 26-3922

### 3. 利用事業所の職員体制

事業所の従業者の職種	員数	勤務の態勢
管理者	1名	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業所の従業者・業務の管理を一元的に行います。</li> <li>法令等において規定されている（介護予防）小規模多機能型居宅介護の実施に関し、従業者に対し遵守すべき事項において指揮命令を行います。</li> </ul>
介護支援専門員	1名以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成します。</li> <li>連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、医療機関等との連絡及び調整を行います。</li> </ul>
看護職員	1名以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>従事者は利用者の身体状況を確認し、必要な介護及び世話、支援を行います。</li> </ul>
介護職員（常勤換算数）	4.5名以上	

### 4. 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容
計画書の作成	(介護予防) 小規模多機能居宅介護計画書の作成 ・サービス提供開始前、利用者が住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、従業者との協議の上、生活に関わる全ての物事に包括的な居宅介護計画書（以降、「計画書」）を作成します。 ・作成した計画書について、利用者またはその家族に対して、内容を説明し同意を得ます。 ・同意を得た計画書は利用者またはその家族に交付します。 ・作成に当たっては、利用者の状態に応じた多様なサービスの提供に努め、さらに作成後は実施状況の把握及びモニタリングや関係事業所からの状況報告、本人またはその家族等からの意向を踏まえ、必要に応じて計画書の変更を行います。
	(介護予防) 小規模多機能居宅介護における介護計画書の作成 ・サービスの提供開始前にアセスメントを行い、従業者との協議の上、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、通い・訪問・宿泊のサービス利用において援助目標、当該目的を達成するための具体的なサービス内容を記載した（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画（以降、「介護計画書」）を作成します。 ・作成した計画書について、利用者またはその家族に対して、内容を説明し同意を得ます。 ・同意を得た計画書は利用者またはその家族に交付します。 ・作成に当たっては、利用者の状態に応じた多様なサービスの提供に努め、さらに作成後は実施状況の把握及びモニタリング等を行い、必要に応じて介護計画の変更を行います。
相談・援助等	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者・家族の相談に適切に応じ、支援を行います。</li> <li>関係事業者及び地域の方と連携を密にし、要望や状況に応じて必要な支援を行います。</li> </ul>

通いサービス及び宿泊サービスに関する内容	必要な介助及び介護	<p>日常生活に必要な動きに対して必要に応じて次の介助及び介護等を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・移動（移乗）介助 必要に応じて、室内の移動、車いすへの移乗の介助を行います。</li> <li>・排せつ介助 必要に応じて、トイレ誘導、おむつ交換を行います。</li> <li>・見守り等 必要に応じて、安否確認等を行います。</li> <li>・起床、就寝、体位保持等の介助 必要に応じて、起床、就寝、体位保持等の介助を行います。</li> <li>・清潔介助 必要に応じて、整容、更衣・口腔ケア等、身体等の清潔維持に必要な介助を行います</li> <li>・薬の服用援助 処方されている薬を処方箋の内容通りに服薬できるよう援助します。</li> </ul>
	健康確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>・血圧測定、体温測定などの健康状態の把握及び記録に努めます。</li> <li>※数値に対する診断は行えません。</li> <li>・気付きがあった場合はかかりつけ医等に相談するなど他事業所との連携に役立てます。</li> </ul>
	機能訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常生活動作を通じた訓練 利用者の能力に応じて、食事、入浴、排せつ、更衣などの日常生活動作を通じた訓練を行います。</li> <li>・レクリエーションを通じた訓練 利用者の能力に応じて、集団または個別的に行うレクリエーションや歌唱、体操などを通じた訓練を行います。</li> </ul>
	入浴の援助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入浴の提供及び介助が必要な利用者に対して、入浴（全身浴・部分浴）の介助や清拭（身体を拭く）、洗髪などを行います。</li> </ul>
	食事の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食事の提供及び、食事の介助を行います。</li> <li>・食事は食堂でとっていただくよう配慮します。</li> <li>・身体状況・嗜好・栄養バランスに配慮して作成した献立表に基づいて提供します。</li> </ul>
	送迎の援助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者が保有する自動車により、利用者の居宅と事業所までの間の送迎を行います。</li> <li>※ただし、道路が狭いなどの事情により、自動車による送迎が困難な場合は、車いす又は歩行等により送迎を行うことがあります。</li> </ul>
訪問サービスに関する内容	身体の介護	<p>日常生活に必要な動きに対して必要に応じて次の介助及び介護等を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・移動（移乗）介助 必要に応じて、室内の移動、車いすへの移乗の介助を行います。</li> <li>・排せつ介助 必要に応じて、トイレ誘導、おむつ交換を行います。</li> <li>・見守り等 必要に応じて、安否確認等を行います。</li> <li>・起床、就寝、体位保持等の介助 必要に応じて、起床、就寝、体位保持等の介助を行います。</li> <li>・清潔介助 必要に応じて、整容、更衣・口腔ケア等、身体等の清潔維持に必要な介助を行います</li> <li>・薬の服用援助 処方されている薬を処方箋の内容通りに服薬できるよう援助します。</li> </ul>
	生活の援助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・買物の援助 利用者の日常生活に必要な物品の買い物を行います。または共に外出して買物に必要な支援を行います。</li> <li>・調理 利用者の食事の介助を行います。</li> <li>・住居の掃除 利用者の居室の掃除や整理整頓を行います。</li> <li>・洗濯 利用者の衣類等の洗濯を行います。</li> <li>・環境整備の援助 生活スペースの快適性を確保できるよう、可能な限り整理整頓やゴミ出しなどの援助を行います。</li> </ul>
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安否確認等を行います。</li> <li>・地域の方との関りが必要な場合等、行事に参加できるように支援します</li> </ul>

(1) (介護予防)小規模多機能型居宅介護従業者の禁止行為

(介護予防)小規模多機能型居宅介護従業者はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

① 医療行為

- ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類、鍵などの預かり
- ③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④ 利用者の同居家族に対する訪問サービスの提供
- ⑤ 利用者の日常生活の範囲を超えた訪問サービス提供（大掃除、庭掃除など）
- ⑥ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑦ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑧ その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

## 5. 提供するサービスの費用について／利用料の目安（介護保険利用料）

同一建物以外に居住する者以外の者に対して行う場合

要介護度	基本単位／月	利用単価／月	利用者負担額		
			自己負担1割の場合	自己負担2割の場合	自己負担3割の場合
要介護1	10,423	107,669円	10,767円	21,534円	32,301円
要介護2	15,318	158,234円	15,824円	31,647円	47,471円
要介護3	22,283	230,183円	23,019円	46,037円	69,055円
要介護4	24,593	254,045円	25,405円	50,809円	76,214円
要介護5	27,117	280,118円	28,012円	56,024円	84,036円
要支援1	3,438	35,514円	3,552円	7,103円	10,655円
要支援2	6,948	71,772円	7,178円	14,355円	21,532円

同一建物に居住する者に対して行う場合

要介護度	基本単位／月	利用料／月	利用者負担額		
			自己負担1割の場合	自己負担2割の場合	自己負担3割の場合
要介護1	9,391	97,009円	9,701円	19,402円	29,103円
要介護2	13,802	142,574円	14,258円	28,515円	42,773円
要介護3	20,076	207,385円	20,739円	41,477円	62,216円
要介護4	22,158	228,892円	22,890円	45,779円	68,668円
要介護5	24,433	252,392円	25,240円	50,479円	75,718円
要支援1	3,098	32,002円	3,201円	6,401円	9,601円
要支援2	6,260	64,665円	6,467円	12,933円	19,400円

※月途中から登録した場合、又は月途中から登録を終了した場合には、登録した期間に応じて日割料金となります。

※登録日とは利用者と事業者が契約を締結した日ではなく、サービスを実際に利用開始した日を言います。

※登録終了日とは利用者と事業者の利用契約を終了した日を言います。

※小規模多機能型居宅介護費（同一建物・同一建物以外）について、指定小規模多機能型居宅介護事業所が提供する通い・訪問・泊まりの算定月における提供回数について、登録者1人当たり平均回数が、週4回に満たない場合には、70/100に相当する単位数を算定します。

### 【 短期利用居宅介護費 】

・同一建物以外に居住する者以外の者・同一建物に居住する者の別なし

イ：事業所の登録者数が登録定員未満であること

宿泊者受け入れ可能人数の算出式： $\frac{\text{宿泊室} \times (\text{登録定員} - \text{登録数})}{\text{登録定員} - \text{登録者数} + \text{短期利用人数}}$  / 少数点第1位以下四捨五入の数

ロ：指定居宅介護支援専門員が緊急に利用することが必要と認め、かつ、小規模多機能型居宅事業所の登録者に対するサービスの提供に支障がないと認めた場合であること

ハ：利用開始にあたり、あらかじめ7日以内（やむを得ない事情がある場合は14日）の利用期間を定める。

ニ：定められた従業員の員数配置がされている

ホ：サービス提供が過少であることの減算を算定していないこと

要介護度	基本単位／日	利用料／日	利用者負担額		
			自己負担1割の場合	自己負担2割の場合	自己負担3割の場合
要介護1	570	5,888円	589円	1,178円	1,767円
要介護2	638	6,590円	659円	1,318円	1,977円
要介護3	707	7,303円	731円	1,461円	2,191円
要介護4	774	7,995円	800円	1,599円	2,399円
要介護5	840	8,677円	868円	1,736円	2,604円
要支援1	423	4,369円	437円	874円	1,311円
要支援2	529	5,464円	547円	1,093円	1,640円

【加算・減算】要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算又は減算されます。

加算等の種類	加算・減算の要件と額				
	単位数	基本利用料 ※(注1)参照	利用者負担金 (自己負担1割の場合) ※(注2)参照	利用者負担金 (自己負担2割の場合) ※(注2)参照	利用者負担金 (自己負担3割の場合) ※(注2)参照
初期加算 (1日につき)	<ul style="list-style-type: none"> <li>登録した日から起算して30日以内の期間</li> <li>30日を超える病院又は診療所への入院後に再び利用開始した場合も同様</li> </ul>				
	30	309円	31円	62円	93円
総合マネジメント体制強化加算 (1月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>小規模多機能居宅介護計画の作成を行う際に以下を要点を踏まえており、「通い・泊まり・訪問」柔軟に組み合わせて提供できる内容であること。</li> <li>1) 登録者の心身の状況や家族を取り巻く環境の変化を踏まえている</li> <li>2) 介護職員や看護職員等の多職種協働により、随時適切に見直しを行う</li> <li>3) 日常的に地域住民との交流を図る</li> <li>4) 地域の行事や活動に積極的に参加</li> </ul>				
	1,000	10,330円	1,033円	2,066円	3,099円
訪問体制強化加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業所が提供する訪問サービスの提供にあたる者を常勤2名以上配置</li> <li>事業所における延べ訪問回数が1月に200回以上である</li> <li>集合住宅が同一建物及び併設する場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>1) 登録者総数のうち、同一建物に居住する者以外の者の占める割合が50%以上</li> <li>2) 1)の登録者に対する延べ訪問回数が200回以上である</li> </ul> </li> </ul>				
	1,000	10,330円	1,033円	2,066円	3,099円
口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ (1回につき) ※他事業所で算定している場合は算定不可	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として実施する</li> <li>サービス担当者会議で決定する</li> <li>利用開始時及び利用中の6月ごとの利用者の栄養状態について所定の4項目 (BM I・体重・血清アルブミン値・食事摂取量)等の確認を行う</li> <li>栄養状態に対する情報把握を継続的に実施し、介護支援専門員に情報提供する</li> </ul>				
	20	206円	21円	42円	62円
口腔・栄養スクリーニング加算 (Ⅱ) ※栄養アセスメント加算、栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定しており、当該加算 (Ⅰ)を算定できない場合に算定	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者が栄養改善加算や口腔機能改善加算を算定している場合に、口腔の健康状態と栄養状態のいずれかの確認を行う。</li> <li>その情報を担当の居宅支援専門員に提供する。</li> </ul>				
	5	51円	6円	11円	16円
認知症加算Ⅰ (1月につき)	<ul style="list-style-type: none"> <li>日常生活自立度Ⅲ、Ⅳ又はMに該当する者に対して算定する</li> </ul>				
	800	8,264円	827円	1,653円	2,480円
認知症加算Ⅱ (1月につき)	<ul style="list-style-type: none"> <li>要介護状態区分が要介護度2の者で日常生活自立度Ⅱに該当する者</li> </ul>				
	500	5,165円	517円	1,033円	1,550円
短期小多機能型認知症行動心理症状緊急対応加算 (1日につき)	<ul style="list-style-type: none"> <li>認知症の行動・心理症状が認め、在宅生活が困難であり緊急に(介護予防)小規模多機能型居宅介護を利用することが適当であると判断した者にサービスを提供した場合</li> <li>7日間を限度として算定</li> </ul>				
	200	2,066円	207円	414円	620円
生活機能向上連携加算Ⅰ ※初回のサービス提供を受けた月に算定	<ul style="list-style-type: none"> <li>訪問リハビリテーション若しくは通所リハビリテーションを実施している事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設(病院にあっては許可病床数200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。)の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師からの助言(アセスメント・カンファレンス)を受けることができる体制を構築し、助言を受けた上で、機能訓練指導員が生活機能の向上を目的とした小規模多機能居宅介護計画書を作成(変更)する。</li> <li>当該理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師は、通所リハビリテーション等のサービス提供の場又はICTを活用した動画等により、利用者の状態を把握した上で、助言を行うことを定期的に行う</li> </ul>				
	100	1,033円	104円	207円	310円
生活機能向上連携加算Ⅱ (1月につき) ※初回のサービス提供を受けた月以降、3月の間、1月につき所定単位を算定 ※Ⅰを算定している月は算定しない	<ul style="list-style-type: none"> <li>現行の訪問リハビリテーション・通所リハビリテーションの理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が利用者宅を訪問して行う場合に加えて、リハビリテーションを実施している医療提供施設(病院にあっては許可病床数200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。)の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師が指定通所リハビリテーション、指定通所リハビリテーション等の一環として当該利用者の居宅を訪問する際に、機能訓練指導員等が同行等により、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と利用者の身体の状態等の評価を共同で行い、かつ、生活機能の向上を目的とした小規模多機能居宅介護計画書を作成した場合であって、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と連携し、当該指定小規模多機能居宅介護計画書に基づくサービス提供を行う。</li> <li>初回の当該サービス提供が行われた日の属する月以降、3月の間、1月につき所定単位数を加算する。</li> </ul>				
	※カンファレンス要件：要介護者の生活維持・向上させるためには多職種によるカンフ				

	<p>アレンスが効果的であることや業務効率化の観点から、同カンファレンスについては利用者・家族も参加するサービス担当者会議の前後に時間を明確に区分した上で実施する機能訓練指導員等及びリハビリテーション専門職等によるカンファレンスでよいとする</p>	200	2,066円	207円	414円	620円
看護職員配置加算（Ⅰ）	<p>・専ら小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事する常勤の看護師1名以上配置</p>	900	9,297円	930円	1,860円	2,790円
看護職員配置加算（Ⅱ）	<p>・専ら小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事する常勤の准看護師1名以上配置</p>	700	7,231円	724円	1,447円	2,170円
看護職員配置加算（Ⅲ）	<p>・看護職員を常勤換算方法で1名以上配置</p>	480	4,958円	496円	992円	1,488円
看取り連携体制加算（1日につき）	<p>以下のすべての要件を満たしていること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・看護職員配置加算（Ⅰ）を算定している</li> <li>・死亡日及び死亡日以前30日以下に算定</li> <li>・看護師により24時間連絡できる体制がある</li> <li>・看取り期における対応方針を定めている</li> <li>・登録者又は家族に対し看取り期における対応方針を説明し同意を得ている</li> <li>・医師が医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者</li> <li>・看取り期の対応方針に基づき、登録者の状態又は家族の求めに応じ、介護職員等からサービスについての説明と同意を行っていること。</li> </ul>	64	661円	67円	133円	199円
入浴介助体制強化加算	<p>・療養通所介護事業所において、計画書に位置付けられている</p> <p>・2名以上の従事者による個別入浴介助を実施した場合に算定する。</p>	60	619円	62円	124円	186円
若年性認知症利用者受入加算（1月につき） ※認知症加算との併算不可	<p>・若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を決め、その者を中心に特性やニーズに応じたサービス提供を行う</p>	800	8,264円	827円	1,653円	2,480円
若年性認知症利用者受入加算（1月につき） ※認知症加算との併算不可	<p>・若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を決め、その者を中心に特性やニーズに応じたサービス提供を行う</p>	450	8,264円	827円	1,653円	2,480円
サービス提供体制加算（Ⅰ）★ ※1月につき ※小規模多機能型居宅介護サービス利用者	<p>次のいずれかに該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合70%以上の配置</li> <li>・勤続10年以上介護福祉士25%以上</li> </ul>	750	7,747円	775円	1,550円	2,325円
サービス提供体制加算（Ⅱ）★ ※1月につき ※小規模多機能型居宅介護サービス利用者	<p>・介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合50%以上の配置</p>	640	6,611円	662円	1,323円	1,984円
サービス提供体制加算（Ⅲ）★ ※1月につき ※小規模多機能型居宅介護サービス利用者	<p>次のいずれかに該当すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合40%以上の配置</li> <li>・常勤職員60%以上</li> <li>・勤続7年以上介護福祉士30%以上</li> </ul>	350	6,315円	362円	723円	1,085円
サービス提供体制加算（Ⅰ）（1日につき） ※短期利用居宅介護費の利用者	<p>・サービス提供体制加算（Ⅰ）★の要件と同様</p>	21	216円	22円	44円	65円
サービス提供体制加算（Ⅱ）（1日につき） ※短期利用居宅介護費の利用者	<p>・サービス提供体制加算（Ⅱ）★の要件と同様</p>	12	123円	13円	25円	37円
サービス提供体制加算（Ⅲ）（1日につき） ※短期利用居宅介護費の利用者	<p>・サービス提供体制加算（Ⅲ）★の要件と同様</p>	12	123円	13円	25円	37円
介護職員処遇改善加算Ⅰ（1月につき）	所定単位数の10.2%	左記額の1割	左記額の2割	左記額の3割		
介護職員処遇改善加算Ⅱ（1月につき）	所定単位数の7.4%					
介護職員処遇改善加算Ⅲ（1月につき）	所定単位数の4.1%					
介護職員処遇改善加算Ⅳ（1月につき）	介護処遇改善加算Ⅲの90%					
介護職員処遇改善加算Ⅴ（1月につき）	介護処遇改善加算Ⅲの80%					
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ（1月につき）	所定単位数の1.5%					
介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ（1月につき）	所定単位数の1.2%					
当事業所の所在する建物と同一の建物に居住（養護老人ホーム、軽費老人ホーム・有料老人ホーム、サービス付高齢者住宅に限る）する利用者又は同一の建物から通う利用者に居住する者に対してサービス提供を行う場合 ※同一建物：事業所と構造上又は外形上一体的な建築物	当該建物に居住する利用者数が20人以上の場合所定単位数の90%					
	当該建物に居住する利用者数が50人以上の場合所定単位数の85%					

（注1）上記の基本利用料及び加算等は、厚生労働大臣が告示で定める金額（事業所の所在地が6級地のため、単位数に

10.33 を乗じた額) となります。

(注2) 利用者は、事業者に対し原則として介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額を支払います。なお、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の10割負担となります。

(注3) 上記の利用者負担金は目安の金額であり、円未満の端数処理等により多少の誤差が生じることがあります。

(注4) 新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として令和3年4月1日から令和3年9月30日迄の間は、基本部分の単位数について所定単位数の0.1%に相当する単位数を算定します。

※上記加算一覧に表記されていない科学的介護推進体制加算が創設されました。事業者が国の機関に登録し、利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出し、その情報を小規模多機能型居宅介護の適切かつ有効な提供に活用している場合に1月に40単位が算定されます。

※介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員処遇改善加算は、介護職員等の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取り組みを行う事業所に認められる加算です。

※訪問体制強化加算・総合マネジメント体制強化加算・サービス提供体制強化加算・介護職員処遇改善加算は区分支給限度基準額の対象外となります。

## 6. その他(実費負担額)について

※時間外利用に関しては、本重要事項説明書を基本とする契約書を結ぶことで利用可能とします。

食事提供費用	朝食420円/食	昼食680円/食	夕食680円/食
日用品費	通い	350円/回	ただし、身体的な特段の事情により、私物を持参される場合、費用請求は行いません。
	泊まり	350円/泊	
宿泊に要する費用	1泊につき	3,960円	車両使用料(訪問対応時の買物等) 500円/回
おむつ代	リハビリパッド S:110円/枚 M:130円/枚 L~LLL:160円/枚 外も安心パッド男女兼用:60円/枚 一晩中安心さらさらウルパッド:100円/枚 スレずに安心紙パッド用尿取りパッド:60円/枚 横も安心テープ止め紙オムツ S~M:150円/枚 L~LLL 170円/枚		
教養娯楽費:	(通い) 希望により、習字・お花・裁縫等の活動参加された際の費用		実費/回

## 7. キャンセルの場合について(予定の振替・費用など)

前日(17:00までの)キャンセル連絡	・振替利用可。 ※但し、その週(もしくは月末)の中での調整及び基本回数を守る範囲のみとします。
当日のキャンセル連絡及び訪問時の不在	・振替利用は不可とします。 ・利用予定されていたサービスに自費利用(昼食など)がある場合については、全額負担の請求となります。

## 8. 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)その他の費用の請求及び支払い方法について

① 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)、その他の費用の請求方法等	ア 利用料利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月10日までに利用者あてにお届け(郵送)します。
② 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)、その他の費用の支払い方法等	ア サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容を照合のうえ、請求月の20日頃迄に下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。 (ア)事業者指定口座への振り込み (イ)利用者指定口座からの自動振替 (ウ)現金支払い イ 受領後、支払方法の如何によらず、領収書をお渡します。必ず保管してください。(医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります。)

※ 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

## 9. サービス提供にあたっての留意事項について

- サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容(被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間)を確認します。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行います。

- (3) サービス提供は「(介護予防)小規模多機能型居宅介護計画」に基づいて行います。なお、「(介護予防)小規模多機能型居宅介護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更します。
- (4) (介護予防)小規模多機能型居宅介護に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行います。

### 1 0. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人權の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げるとおり必要な措置を講じます

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	虐待防止委員：佐藤 育代
-------------	--------------

- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

### 1 1. 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的にを行い身体拘束に関する担当者を選定しています。

身体拘束に関する担当者	身体拘束委員：佐藤 育代
-------------	--------------

- (1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りです。
- (2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りです。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

### 1 2. 衛生管理等について

- (1) 指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護の用に供する施設、食器その他送迎車両を含む設備又は飲用に供する水等について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じ、また、担当者を選定しています。

感染対策に関する担当者	感染防止対策委員：佐藤 育代
-------------	----------------

- (2) 指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよう必要な措置を講じます。
- (3) 必要に応じて保健所等の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- (4) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
  - ① 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむねひと月に1回程度開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
  - ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
  - ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

### 1 3. 秘密の保持と個人情報の保護について

利用者及びその家族に関する秘密保持について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</li> <li>・事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</li> <li>・また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</li> <li>・事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</li> </ul>
個人情報の保護について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。</li> <li>・事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるもの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</li> <li>・事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</li> </ul>

#### 14. 緊急時等の対応方法

指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護の提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。また、主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じます。

事由		対応方法等
利用者	体調変化等による利用要請	<ul style="list-style-type: none"> <li>どのような状況かまずはご連絡下さい。状態及び要望を確認の後、一旦電話を切りますが、利用調整を行い、再度、対応方法等を連絡します。</li> </ul>
	訪問時の体調急変対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>契約時に確認している対応を行います。尚、緊急を要すると判断した場合は、いかなる時でも、<u>利用者宅の電話を使用して救急車（119）の要請</u>を行います。</li> <li>ご家族等が不在の場合等、訪問担当者が救急車に同乗、搬送先へ同行し、ご家族等と引継ぎを行うまで対応します。この場合、料金は別途請求します。</li> </ul>
訪問担当者	体調変化等	<ul style="list-style-type: none"> <li>急遽、訪問対応業務の遂行が難しくなった場合、直ぐに事務所連絡を入れ、他の職員への交代要請を行います。</li> <li>調整後、利用者宅への訪問時間が変わってしまう場合は、事務所から利用者宅へ状況報告をお願いをします。</li> <li>調整に関わる全ての訪問担当者への調整連絡を行います。</li> </ul>
	訪問先での急な延長等に伴う訪問時間の遅れ	<ul style="list-style-type: none"> <li>訪問先での急な延長に伴い、次に予定していた訪問先へ遅れたり、訪問不可能な状況となる場合も上記と同様、訪問担当者は直ぐに事務所へ現状と予測の報告を行います。</li> <li>事務所では、訪問担当者から連絡を受けた後、他職員の予定調整を行い訪問時間等に変化がある場合等は、利用者宅へ連絡を行います。</li> <li>また、調整に関わる全ての担当者への調整連絡を行います。</li> </ul>

#### 15. 提携の医療機関

機関名	所在地	TEL	科目
彦坂外科	愛知県津島市愛宕町	(0567) 25-8355	外科・内科
神守診療所	愛知県津島市神守町	(0567) 28-3650	内科
七宝病院	愛知県あま市七宝町	(052) 443-7800	精神科
岡田クリニック	愛知県津島市新開町	(0567) 97-3329	内科
田中歯科	愛知県津島市立込町	(0567) 25-4151	歯科

#### 16. サービス提供に関する相談及び苦情について

##### (1) 相談及び苦情受付の体制及び手順

ア 提供した指定小規模多機能型居宅介護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。（下表に記す【事業者の窓口】のとおり）

イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

- 苦情等があった場合は、担当者が利用者やその家族と連絡を取り、状況を確認する。また、必要に応じて面談し、事情の確認を行います。

《介護保険上の問題と対応》

- 介護保険制度の資料を入手した上で、説明し理解を得るための努力を行います。
- 保険者や介護支援専門員等にも状況を伝え、必要な場合は対応を依頼します。

《利用上の問題と対応》

- 苦情を把握し、問題点の改善策を検討します。
- 関係（担当）者間で苦情に対する認識度を確認し再発防止及び改善に役立てます。

《その他参考事項》

- 日頃から利用者の立場に立ったサービス提供をするように心掛ける。また利用者の状況の変動など細かな情報を関係（担当）者で密に交換及び把握するように努めます。

- 利用者及びその家族、もしくは主の介護者などから、家庭での生活状況を聴取し、要望や困っていること、また生活歴からみる性格の特徴も考慮することで、苦情が出ないような対応方法を心掛けます。

- 自社で行う、現場に近い内容の勉強会を開催する。（同業者間での合同開催なども含む）

- 研修会に積極的に参加する姿勢を持ち、質の向上に努めます。

- その他、内容に応じて適宜対応を検討する姿勢を持ちます。



(2) 相談及び苦情申立の窓口

【事業者の窓口】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●窓 口 地域密着型小規模多機能居宅介護 ナイス・ホーム</li> <li>●所在地 愛知県津島市愛宕町四丁目113番地</li> <li>●相談及び苦情受付担当者 飯尾 淑子・大森 裕子</li> <li>●電話番号 (0567) 26-3699</li> <li>●ファックス番号 (0567) 26-3922</li> <li>●受 付 365日</li> </ul>
【市町村（保険者）の窓口】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●窓 口 津島市役所高齢介護課（介護保険／地域密着グループ）</li> <li>●所在地 津島市立込町2丁目21番地</li> <li>●電話番号 (0567) 24-1118（直通）</li> <li>●ファックス番号 (0567) 24-1791（直通）</li> <li>●受付時間 市役所の受付時間とする（土日祝は休み）</li> </ul>
【公的団体の窓口】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●窓 口 愛知県国民健康保険団体連合会（愛知県の苦情処理相談窓口）</li> <li>●所在地 名古屋市東区泉一丁目6番5号 国保会館</li> <li>●電話番号 (052) 962-4727</li> <li>●受付時間 連合会の受付時間とする（土日祝は休み）</li> </ul>

17. 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定小規模多機能居宅介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る関係事業者への連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供又は送迎により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

【市町村（保険者）の窓口】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●窓 口 津島市役所高齢介護課（介護保険／地域密着グループ）</li> <li>●所在地 津島市立込町2丁目21番地</li> <li>●電話番号 (0567) 24-1118（直通）</li> <li>●ファックス番号 (0567) 24-1791（直通）</li> <li>●受付時間 市役所の受付時間とする（土日祝は休み）</li> </ul>
【事業所の窓口】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●窓 口 地域密着型小規模多機能居宅介護 ナイス・ホーム</li> <li>●所在地 愛知県津島市愛宕町四丁目113番地</li> <li>●事故発生時の担当者 田口 峰子・飯尾 敦子</li> <li>●電話番号 (0567) 26-3699</li> <li>●ファックス番号 (0567) 26-3922</li> <li>●受付時間 営業日・営業時間中の受付とする。</li> </ul>

なお、事業者は、下記の損害賠償保険及び自動車保険（自賠責保険・任意保険）に加入しています。

損害賠償 責任保険	保険会社名	東京海上日動火災保険株式会社
	保 険 名	超ビジネス保険
	補償の概要	老人福祉・介護事業（事業活動包括保険）
自動車保険	保険会社名	東京海上日動火災保険株式会社
	保 険 名	一般自動車保険（TAP）
	補償の概要	対人・対物・人身・搭乗者・車両保証

18. 非常災害対策について

- ① 事業所に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。  
災害対策に関する担当者

防火管理に関する担当者	竹内 薫
-------------	------

- ② 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。
- ③ 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。  
避難訓練実施時期：毎月20日実施  
夜間想定避難訓練時期：年2回（4月20日・9月20日）実施
- ④ 訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。

19. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的を実施します。

(3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

**20. 指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護サービス内容の見積もりについて**

○ このサービス内容の見積もりは、あなたの（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画に沿って、事前にお伺いした日常生活の状況や利用の意向に基づき作成したものです。（新規契約説明時に作成・利用中で制度改正の説明時は希望者のみ使用します）

- (1) あくまでも、基本利用料と加算、そして、それに対する利用想定を以下に記載します。
- (2) 費用項目が沢山あるため□にチェックを入れた利用想定で見積もりの説明を行います。
- (3) 訪問体制強化加算・総合マネジメント体制強化加算・サービス提供体制強化加算・介護職員処遇改善加算は区分支給限度基準額の対象外のため合計には反映しません。

	日	月	火	水	木	金	土
8:00							
9:00							
10:00							
11:00							
12:00							
13:00							
14:00							
15:00							
16:00							
17:00							
18:00							
19:00							

	通い	泊まり	訪問
1日の利用想定			回
1週間の利用想定	回/週	回/週	回/週
ひと月の利用想定	回/月	回/月	回/月

□あなたの申し込み時点での見積もりはこの項目に該当します。

◆小規模多機能型居宅介護費（介護1~5の方）◆同一建物以外に居住する者以外の者に対して行う場合

基本利用単位数/月	サービス内容（基本利用単位数及び加算等の想定）						負担割合
	初期加算	訪問体制強化	総合マネジメント	口腔栄養スクリーニング	看取り連携	若年性認知症受入	
介1：10,423	なし：0 あり：30	なし：0 あり：1,000	なし：0 あり：1,000	なし：0 あり：I 20 II 5	なし：0 あり：64	なし：0 あり：800	1・2・3割
介2：15,318							
介3：22,283	認知症 なし：0	生活機能向上 なし：0	看護職員配置 なし：0	サービス提供体制 なし：0	介護職員処遇加算 なし：0%加算	介護職員特定加算 なし：0%加算	単位 1単位10.33円
介4：24,593	あり：I 800 なし：II 500	あり：I 100 あり：II 200	あり：I 900 あり：II 700 あり：III 480	あり：I 750 あり：II 640 あり：III 350	あり：以下に○ I・II・III IV・V	あり：I あり：II	
介5：27,117							
イ：1月当りの介護保険利用料の利用者負担額（想定）							円/月
食事の提供に要する費用	重要事項説明書6. その他（実費負担額）を参照			朝 420円・昼 680円・夕 680円/食		円	
日用品費				通い 350円・泊まり 350円/回		円	
宿泊に要する費用				3,960円/泊		円	
その他（車両使用料等）				500円/外出1件		円	
おむつ代及びレクリエーション費				発生時のみ		円	
□：自費合計（想定）							円/月
1月あたりの利用料 上記イ+□							円

□あなたの申し込み時点での見積もりはこの項目に該当します。

◆小規模多機能型居宅介護費（介護1～5の方）◆同一建物に居住する者に対して行う場合

基本利用単位数/月	サービス内容（基本利用単位数及び加算等の想定）						負担割合
	初期加算	訪問体制強化	総合マネジメント	口腔栄養スクリーニング	看取り連携	若年性認知症受入	
介1：9,391	なし：0 あり：30	なし：0 あり：1,000	なし：0 あり：1,000	なし：0 あり：20	なし：0 あり：64	なし：0 あり：800	1・2・3割
介2：13,802							
介3：20,076		生活機能向上	看護職員配置	サービス提供体制	介護職員処遇加算	介護職員特定加算	単位合計（想定）
介4：22,158		なし：0 あり：I 100 あり：II 200	なし：0 あり：I 900 あり：II 700 あり：III 480	なし：0 あり：I 750 あり：II 640 あり：III 350	なし：0%加算 あり：以下に○ I・II・III IV・V	なし：0%加算 あり：I あり：II	単位
介5：24,433							1単位 10.33円
イ：1月当りの介護保険利用料の利用者負担額（想定）							円
食事の提供に要する費用	重要事項説明書6. その他（実費負担額）を参照			朝 420円・昼 680円・夕 680円/食		円	
日用品費				通い 350円・泊まり 350円/回		円	
宿泊に要する費用				3,960円/泊		円	
その他（車両使用料等）				500円/外出1件		円	
おむつ代及びレクリエーション費				発生時のみ		円	
□：自費合計（想定）							円/月
1月あたりの利用料 上記イ+□							円

□あなたの申し込み時点での見積もりはこの項目に該当します。

◆小規模多機能型居宅介護（介護1～5の方）◆短期利用居宅介護費

※利用開始にあたり、あらかじめ7日以内（やむを得ない事情がある場合は14日）の利用期間を定めます

基本利用単位数/日	期間	サービス内容（基本利用単位数及び加算等の想定）					負担割合
		認知症	生活機能向上	サービス提供体制	介護職員処遇加算	介護職員特定加算	
介1：570	日間	なし：0 あり：200	なし：0	なし：0	なし：0%加算	なし：0%加算	1・2・3割
介2：638			あり：I 100	あり：I 25	あり：以下に○	あり：I	
介3：707			あり：II 200	あり：II 21	I・II・III	あり：II	
介4：774				あり：III 12	IV・V		
介5：840							
イ：介護保険利用料の利用者負担額（想定）							円
食事の提供に要する費用	重要事項説明書6. その他（実費負担額）を参照			朝 420円・昼 680円・夕 680円/食		円	
日用品費				通い 350円・泊まり 350円/回		円	
宿泊に要する費用				3,960円/泊		円	
その他（車両使用料等）				500円/外出1件		円	
おむつ代及びレクリエーション費				発生時のみ		円	
□：自費合計（想定）							円/月
1月あたりの利用料 上記イ+□							円

□あなたの申し込み時点での見積もりはこの項目に該当します。

◆（介護予防）小規模多機能型居宅介護費◆同一建物以外に居住する者以外の者に対して行う場合

基本利用単位数/月	サービス内容（基本利用単位数及び加算等の想定）					負担割合	
	初期加算	総合マネジメント	口腔栄養スクリーニング	若年性認知症受入			
予I：3,438	なし：0 あり：30	なし：0 あり：1,000	なし：0 あり：20	なし：0 あり：450		1・2・3割	
予II：6,948	サービス提供体制	生活機能向上	介護職員処遇加算	介護職員特定加算		単位合計（想定）	
	なし：0 あり：I 750 あり：II 640 あり：III 350	なし：0 あり：I 100 あり：II 200	なし：0%加算 あり：以下に○ I・II・III IV・V	なし：0%加算 あり：I あり：II		単位	
イ：1月当りの介護保険利用料の利用者負担額（想定）							円
食事の提供に要する費用	重要事項説明書6. その他（実費負担額）を参照			朝 420円・昼 680円・夕 680円/食		円	
日用品費				通い 350円・泊まり 350円/回		円	
宿泊に要する費用				3,960円/泊		円	
その他（車両使用料等）				500円/外出1件		円	
おむつ代及びレクリエーション費				発生時のみ		円	
□：自費合計（想定）							円/月
1月あたりの利用料 上記イ+□							円

□あなたの申し込み時点での見積もりはこの項目に該当します。

◆（介護予防）小規模多機能型居宅介護費 ◆同一建物に居住する者に対して行う場合

※訪問体制強化加算・総合マネジメント体制強化加算・サービス提供体制強化加算・介護職員処遇改善加算は区分支給限度基準額の対象のため合計には反映しません。

※介護予防の方に算定可能なのは初期加算・サービス提供体制加算・介護職員処遇改善加算です。

基本利用単位数/月	サービス内容（基本利用単位数及び加算等の想定）					負担割合
予Ⅰ：3,098 予Ⅱ：6,260	初期加算	総合マネジメント	口腔栄養スクリーニング	若年性認知症受入		1・2・3割
	なし：0 あり：30	なし：0 あり：1,000	なし：0 あり：20	なし：0 あり：450		
	サービス提供体制	生活機能向上	介護職員処遇加算	介護職員特定加算		単位合計（想定）
	なし：0 あり：Ⅰ750 あり：Ⅱ640 あり：Ⅲ350	なし：0 あり：Ⅰ100 あり：Ⅱ200	なし：0%加算 あり：以下に○ Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ Ⅳ・Ⅴ	なし：0%加算 あり：Ⅰ あり：Ⅱ		単位 1単位10.33円
イ：1月当りの介護保険利用料の利用者負担額（想定）						円
食事の提供に要する費用	重要事項説明書6. その他（実費負担額）を参照			朝420円・昼680円・夕680円/食	円	
日用品費				通い350円・泊まり350円/回	円	
宿泊に要する費用				3,960円/泊	円	
その他（車両使用料等）				500円/外出1件	円	
おむつ代及びレクリエーション費				発生時のみ	円	
				ロ：自費合計（想定）	円/月	
1月あたりの利用料 上記イ+ロ					円	

□あなたの申し込み時点での見積もりはこの項目に該当します。

◆（介護予防）小規模多機能型居宅介護 ◆短期利用居宅介護費

※利用開始にあたり、あらかじめ7日以内（やむを得ない事情がある場合は14日）の利用期間を定める

基本利用単位数/日	期間	サービス内容（基本利用単位数及び加算等の想定）					負担割合
予Ⅰ：423 予Ⅱ：529	日間	認知症	生活機能向上	サービス提供体制	介護職員処遇加算	介護職員特定加算	1・2・3割
		なし：0 あり：200	なし：0 あり：Ⅰ100 あり：Ⅱ200	なし：0 あり：Ⅰ25 あり：Ⅱ21 あり：Ⅲ12	なし：0%加算 あり：以下に○ Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ Ⅳ・Ⅴ	なし：0%加算 あり：Ⅰ あり：Ⅱ	
イ：介護保険利用料の利用者負担額（想定）						円	
食事の提供に要する費用	重要事項説明書6. その他（実費負担額）を参照			朝420円・昼680円・夕680円/食	円		
日用品費				通い350円・泊まり350円/回	円		
宿泊に要する費用				3,960円/泊	円		
その他（車両使用料等）				500円/外出1件	円		
おむつ代及びレクリエーション費				発生時のみ	円		
				ロ：自費合計（想定）	円/月		
1月あたりの利用料 上記イ+ロ					円		

## 2.1. 運営推進会議について

指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、（介護予防）小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下、この項において「運営推進会議」と言います。）を設置します。

運営推進会議の目的	通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告 サービス提供に関して、提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議から評価、要望、助言を受け、サービスの質の確保及び適切な運営ができるよう設置します。		
委員の構成	利用者代表 津島市民生委員	利用者の家族代表 津島市高齢介護課職員	津島市愛宕町4丁目囑託 津島市地域包括支援センター
開催時期	おおむね2ヶ月に1回		

## 2.2. 地域交流及び地域との連携について

運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努めます。

夏の宴 開催時期	1回/年（8月のお盆時期）		
地域交流の目的	地域における介護拠点または悩みや困ったことがあった時に頼れるひらかれた事業所であることを目標に関係構築を行う		
参加呼びかけ対象	登録利用者 津島市愛宕町4丁目囑託 津島市高齢介護課職員	登録利用者の家族及び関係者 津島市地域包括支援センター 津島市民生委員	地域住民 津島市地域包括支援センター 等

## 2.3. 利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等

利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組の状況	1 あり	実施日	令和2年7月	
		結果の開示	1 あり	2 なし
	2 なし			
第三者による評価の実施状況	1 あり	実施日	令和3年3月	
		評価機関名称	運営推進会議	
		結果の開示	1 あり	2 なし
	2 なし			

## 2.4. その他（介護保険適用外／訪問・通い・泊まりの追加・延長利用など）

介護保険制度のサービス提供範囲では日常生活及び個人の尊厳等に不服が生じる場合、加えて、介護度における定額利用枠では日常生活に支障を生じさせることが予測される場合は、利用者もしくは契約者の意向により、その部分に対し、弊社請負事業所「暮らしサポート サポートワン（介護保険と請負の併用割引あり）」の料金体系による訪問の利用及び下記一覧表の料金設定による通いと泊まりの利用を可能とします。

サービス提供はこの重要事項に該当する利用者に限定するものとし、介護保険事業所（ナイス・ホーム）の実績として報告及び請求処理を行います。

料金等は、通い・泊まり介護保険利用限度額超過した場合の、通い・泊まり追加利用料金（単独利用）もしくは介護保険利用限度額超過した場合の、通い+泊まり（7日以上連続利用）とし、訪問は暮らしサポート重要事項に基づきます。（暮らしサポートの重要事項説明書は、署名捺印後、この重要事項の最終ページに綴じます）

★介護保険利用限度額超過した場合の、通い・泊まり追加利用料金（単独利用）

	日中の通い利用時間帯（通い）		泊まり 18:30-翌8:30
	10:00-16:00	8:30-18:30	
要支援 1~2	5,000円/回	5,300円/回	4,500円/泊
要介護 1-2	7,200円/回	7,500円/回	5,500円/泊
要介護 3-4	8,300円/回	8,800円/回	
要介護 5	10,500円/回	12,500円/回	6,000円/泊

★介護保険利用限度額超過した場合の、通い+泊まり（7日以上連続利用）

	通い 8:30-18:30	泊まり 18:30-翌8:30
要支援 1~2	3,250円/回	2,700円/泊
要介護 1-2	4,680円/回	3,300円/泊
要介護 3-4	4,980円/回	
要介護 5	6,800円/回	3,600円/泊

## 25. 緊急連絡先

住 所	
氏 名	(続柄 : )
TEL	

## 26. かかりつけの医療機関 (※主治医を1番に記載)

病院名		科 目	
TEL		担当医	

病院名		科 目	
TEL		担当医	

病院名		科 目	
TEL		担当医	

## 27. 呼称確認 (サービス提供時など、本人や関わる方々へ声を掛ける際の呼び方について確認します。)

名前	続柄	呼称
	本人	

## 28. 情報公開 (運営規定及び重要事項説明書など) について

- ・事業所において実施する事業内容については、インターネット上に開設するホームページにおいて公開しています。
- ・重要事項説明書は、弊社ホームページ内に閲覧可能なファイルとして備えつけます。

## 29. 署名捺印の見直し、電磁的記録による保存について (令和3年4月より)

利用者への説明・同意について、電磁的な対応が認められるようになり、署名捺印を求めないことが可能であることや代替手段を明示するとなりました。

ただし、弊社としては、全利用者への電磁的な対応への切り替えや代替手段等を行わず、従来通り、説明と同意の証明として、基本的には、署名捺印対応を求めます。

- ・(基本) 署名捺印もしくは記名捺印とします。
- ・(特例1) 記名 (スタンプ等) の場合 : 記名+捺印をお願いします。
- ・(特例2) 捺印を行わない場合 : 必ず署名をお願いします。

## 30. 附則

この重要事項説明書は、平成19年12月 1日より施行します。

この重要事項説明書は、平成20年 1月 1日より施行します。

この重要事項説明書は、平成20年 4月 1日より施行します。

(平成21年1月17日～平成21年9月1日は事業休止期間)

この重要事項説明書は、平成21年 9月 1日より施行します。

この重要事項説明書は、平成22年12月 1日より施行します。

この重要事項説明書は、平成23年 4月 1日より施行します。

この重要事項説明書は、平成23年 6月 1日より施行します。

この重要事項説明書は、平成24年 4月 1日より施行します。

この重要事項説明書は、平成25年 6月 1日より施行します。

この重要事項説明書は、平成26年 5月26日より施行します。  
 この重要事項説明書は、平成27年 3月23日より施行します。  
 この重要事項説明書は、平成27年 4月 1日より施行します。  
 この重要事項説明書は、平成27年 8月 1日より施行します。  
 この重要事項説明書は、平成27年10月 1日より施行します。  
 この重要事項説明書は、平成29年 2月 1日より施行します。  
 この重要事項説明書は、平成29年 4月 1日より施行します。  
 この重要事項説明書は、平成30年 6月 1日より施行します。  
 この重要事項説明書は、令和 1（2019）年 5月 1日より施行します。  
 この重要事項説明書は、令和 1（2019）年10月 1日より施行します。  
 この重要事項説明書は、令和 1（2019）年12月 1日より施行します。  
 この重要事項説明書は、令和 2（2020）年 4月 1日より施行します。  
 この重要事項説明書は、令和 2（2020）年 6月 1日より施行します。  
 この重要事項説明書は、令和 2（2020）年12月25日より施行します。  
 この重要事項説明書は、令和 3（2021）年 4月 1日より施行します。  
 この重要事項説明書は、令和 3（2021）年 6月 1日より施行します。

この重要事項説明書の説明年月日	令和 年（西暦 年） 月 日
-----------------	----------------

重要事項説明書の内容について利用者に説明を行いました。

事業者所在地	愛知県津島市愛宕町四丁目113番地	
事業者法人名	株式会社サポート・ワン・サービス	印
法人代表者名	代表取締役 飯尾 敦子	
事業所名称	ナイス・ホーム（重要事項説明担当者： ）	

私は、本説明書にもとづいて、重要事項の説明を受け、同意しました。

- 同意の証明として、従来通り、署名捺印（記名捺印）を行います  
 同意しますが、捺印を行わないため署名とします

利用者 住所	
利用者 氏名	印
利用者の家族 住所	
利用者の家族 氏名	印
署名代筆者 住所	
署名代筆者 氏名	印（続柄 ）